

中野市公立保育所民営化ガイドライン（案）に関する意見の概要と
それに対する市の考え方

- (1) 募集期間 令和4年9月5日（月）～9月30日（金）
 (2) 意見提出 11名
 (3) 意見件数 8件（郵送2件、ファクシミリ3件、電子メール1件、ながの電子申請1件、持参1件）
 ※匿名による提出等、回答要件に該当しない意見は件数に含まれていません。

意見の概要	市の考え方
<p>＜意見1＞</p> <p>1. 子を持つ親としては、特色ある保育や多様な保育ニーズに応えることよりも、民設民営になってもまずは安全安心な保育を約束していただきたい。</p> <p>2. 「財政負担が大きいので、公立から民間に運営主体を切り替えます」という意図を強く感じる。</p>	<p>＜回答1＞</p> <p>■認可保育所については、児童福祉法や保育指針、事故防止に係るガイドライン等、国や県の定める基準に基づき設置及び運営されますので、公立か私立かに関わらず、安全安心な保育の基準は変わりません。また、安全に関しては、全ての施設で高い意識を持つことが大切であり、公立・私立とも本市の保育施設として、適切な指導や相互連携を行うことが必要であると考えています。</p> <p>■民営化の検討にあたっては、保護者の選択肢の拡充や多様な保育ニーズへの柔軟な対応等、保育サービスの向上が最も重要な視点であるとともに、国・県の補助金が活用できることも、市の財政負担軽減になることから、重要な要素であると捉えています。</p>
<p>＜意見2＞</p> <p>1. 民営化について広く市民の意見を聞いて慎重にすすめるべきだと思う。</p> <p>2. このガイドラインは、将来、民営化対象園が増えた時にも使うものであるのか。</p> <p>3. 一部地域が民営化した時、入園希望が偏ることで、「地域」「学校区」のベースが崩れるのではないか。</p>	<p>＜回答2＞</p> <p>■保育所の民営化については、令和3年8月に策定した「中野市保育所整備計画」に基づき検討を進めておりますが、本ガイドライン（案）は民営化を行う際の基本的なルールや基準として策定をするものです。</p> <p>■施設の整備方針として、将来人口を見据えて小・中学校区ごとに適切な数の施設の設置が必要であると考えます。本市では入所にあたっての地域要件はなく、市内のどの園でも希望することができますので、民間事業者の特色ある保育やサービスにより入所希望が偏ることも想定されますが、入所については、公立・私立ともに、引き続き市が調整し、決定します。</p>

<p>4. 財産の取扱いについて</p> <p>(1) 財産の譲渡は一律有償にするべきだ。</p> <p>(2) 市内の保育事業者とのバランスとは何か。</p> <p>(3) 民営化は老朽化した園のみが対象ではないか。</p> <p>5. 民営化に係る運営条件について</p> <p>(1) 民営化後も地域ベースの保育を求めるのか。</p> <p>(2) 子育て支援センター、病児・病後児保育事業は市の事業との兼ね合いをどうするのか。</p> <p>(3) 市との連携・協力というのは、市の下請け的な意味合いか。</p> <p>(4) 民営化の候補園に勤務する非常勤職員だけでなく、全職員に雇用の意向調査をするべきだ。</p> <p>6. 現在、市内にある民間の保育所や認定こども園、小規模保育施設にも市は関与しているのか。公立から民営に移行した園に限ってのことなのか。</p>	<p>■財産の取扱いについては、既存の保育事業者への補助や賃貸借の状況を勘案し、不公平とならないよう、民営化後の保育事業者とのバランスを考慮しながら検討します。なお、民営化の候補となる保育所は、施設の老朽化、保育・幼児教育の見込事業量、地域バランスなどを総合的に勘案して選定する予定です。</p> <p>■民営化に係る運営条件については、事業者を選考する際の選考委員会の意見などを踏まえながら、募集要項などで詳細を定める予定です。</p> <p>■現在も1年おきに県と共同で実地指導を実施しています。民営化後は定期的な訪問、連絡調整会議による助言指導のほか、共同研修の開催や情報交換の機会を設け、相互に学びあう関係を継続していきます。</p>
<p>《意見3》</p> <p>1. なぜ民営化が必要なのかよくわからない。子どもにとってどんな保育をするのが良いか、何を目指そうとしているのか</p> <p>2. 営利法人が運営をした場合は、市はどこまで監視することができるのか。</p> <p>3. 高丘保育園はぜひ公立で建替えをお願いしたい。</p>	<p>《回答3》</p> <p>■家族構成や保護者の就労形態の変化に伴い、保育標準時間（一日最長11時間）、保育短時間（一日最長8時間）の基本的な保育以外の保育需要が多様化しており、民営化することでこれらの保育需要に対応できるようになると考えます。</p> <p>■法人の形態を問わず、市は定期的な保育施設への訪問、連絡調整会議による助言指導のほか、共同研修の開催や情報交換の機会を設け、相互に学びあう関係を継続していきます。</p> <p>■既述のとおり、民営化の候補となる保育所は、施設の老朽化、保育・幼児教育の見込事業量、地域バランスなどを総合的に勘案して選定する予定です。</p>

<p>《意見4》</p> <p>1. 子どもの個性を大切にする保育が保障されるよう低賃金・重労働による人出不足に苦しむ現場に目を向け、その改善を考える経営者の育成に責任を持つべきである。</p> <p>2. 民営化は「丸投げ」のイメージが大きく、不安が大きい。家族が応援したくなる経営者がいい。</p>	<p>《回答4》</p> <p>■これまでも市内の民間保育施設では、それぞれの特色を生かした安全安心な保育を行っています。民営化後も保育・幼児教育の質の向上を図るため、研修計画を作成し、積極的に研修などの参加の機会を設けるほか、継続的に良好な職場環境の整備改善に努めて、職員が働きやすい環境づくりに努めていきます。</p>
<p>《意見5》</p> <p>1. 民営化すると、経営悪化による閉園や人件費削減による保育の質の低下が懸念される。</p> <p>2. 民間事業者の質を定期的に確認するために、公設民営であるべきだ。</p> <p>3. 民営化の候補となる保育所はできる限り少なくかつ、慎重に選定してもらいたい。</p>	<p>《回答5》</p> <p>■民間保育施設は国が定める公定価格により運営費が確保されています。また、市独自で施設整備や園運営への助成を行っています。今後も、あらたな助成の拡充を検討するなど、引き続き市の保育事業として児童の安全や保育の質の維持・向上に努めていきます。</p>
<p>《意見6》</p> <p>1. 保育所の主人公である子供たちのために民営化が必要だという趣旨が見えない。</p> <p>2. 国や県の手厚い補助があてにできるから民営化がベストの結論なのか。子供たちを抱えている親世代の声がきちんと反映されているガイドラインにしてほしい。</p>	<p>《回答6》</p> <p>■保育所には、保護者の就労等により保育を必要とする児童を預かり、保護者のニーズに対応する施設であるとともに、児童が毎日の活動を通し、他者と関わりながら成長する場所でもあります。民営化については、民間事業者の特色ある保育により、子どもの成長の場の選択肢の拡充が期待できます。</p> <p>■本ガイドライン（案）は民営化を行う際の基本的なルールや基準として策定をするものです。民営化に係る事業者の選考や運営条件についても、これまでと同様に保護者や親世代の声をきちんと反映していきます。</p>
<p>《意見7》</p> <p>民営化には反対です。</p> <p>1. 標準的な保育を示せるように公立保育所を維持しつつでなく、質の高い保育を目指してほしい。</p> <p>2. 民営化で人件費が圧縮されないよう、市の保育士の賃金水準を維持することを条件にしてほしい。</p>	<p>《回答7》</p> <p>■民営化後も保育・幼児教育の質の向上を図るため、研修計画を作成し、積極的に研修などの参加の機会を設けるほか、継続的に良好な職場環境の整備改善に努め、職員が働きやすい環境づくりを行っています。</p>

《意見8》

1. 民営化後は園長が変わらないので、その園独自の方針に偏ってしまう危険がある
2. 保育所に対して客観的に介入する第三者は必要だと思う
3. 現状維持で、公立保育所を存続してほしい

《回答8》

- 市は、定期的な保育施設への訪問、連絡調整会議による助言指導のほか、共同研修の開催や情報交換の機会を設け、相互に学びあう関係を継続します。
- 第三者評価などの実施を促し、利用者に対して良質で適切なサービスの向上に努めていきます。
- 市全体の保育事業運営として標準的な保育を示せるよう、今後も一定規模の公立保育所を維持していきます。